

一般社団法人 日本ソース工業会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ソース工業会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本会は、ソースの品質向上、消費拡大、製造技術の改善向上及び原料の安定供給の確保を図り、ソース製造業者の経営の合理化、安定化に資し、もって国民の食生活の改善向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソースの品質及び表示の改善に関する事業
- (2) ソースの消費拡大に関する事業
- (3) ソース製造業に関する経営及び技術の改善向上に関する調査研究
- (4) ソース製造業者の研修及び教育に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となる資格を有する者は、ソースの製造に関係を有する個人又は法人とする。

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した、ソースの製造に関係を有する個人又は法人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める入会金及び会費

(第4条第1項第5号に規定する事業の実施に特に賛同する場合にあっては、会費のほかに別途特別会費)を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは書面をもって会長に申し出て、本会を任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、その総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、その総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が破産したとき
- (2) 本会の会費を2年以上滞納したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会決議事項)

第15条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員の報酬の額及び報酬支給規程
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認

- (6) 解散
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事会において、総会に付議した事項
- (10) その他法令で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が理事会の決議に基づき招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の議事は、第21条に規定する場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(特別議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 正会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面又は代理人をもって議決権を行使する正会員は、出席したものとみなす。

3 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到着しない場合は無効とする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、議長及び出席した正会員の中からその総会において議長が指名した2名が記名押印するものとする。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 第2項に規定する副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第25条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事のうち、同一親族（配偶者及び3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）

又は、他の同一の団体の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその業務執行に係わる職務を行う。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときはその業務執行に係わる職務を行う。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による理事又は補欠の監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することができる。

(役員の報酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会で別に定める報酬支給規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に規定するもののほか、役員の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第30条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第31条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時、場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(3) 事業計画書及び収支予算書の承認

(4) 入会金、会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(6) 当会の業務執行の決定

(7) 理事の職務の執行の監督

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、第26条第7項に規定する理事会及び次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会長に対して会議の目的である事項を記載した書

面をもって理事会の招集の請求があったとき又は監事から一般社団・財団法人法第101条第2項の規定に基づき理事会の招集の請求があったとき

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会長は、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

- 第36条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 理事の議決権の数は1人1個とする。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印するものとする。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。
- (1) 本会の設立当初に寄附された財産（昭和52年7月1日設立）
 - (2) 入会金、会費及び賛助会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) その他の収入

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

- 第40条 本会の資産は会長が管理する。
- 2 会計に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算並びに会費の額)

第42条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画書、収支予算書及び入会金、会費及び賛助会費の額並

びにその徴収方法の案を作成し、理事会の承認を得るとともに、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表及び正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、通常総会の承認を得るものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第45条 本会は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第46条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の処分等)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本会が、解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 事務局

(設置等)

第49条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免する。

4 職員は、有給とする。

(備付け書類)

第50条 主たる事務所には、次に掲げる書類を5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(諸規程の整備)

第51条 会長は、理事会の決議を経て、事務局の運営に必要な規程等を別に定めることができる。

第9章 補 則

(委 任)

第52条 会長は、本会の運営上及び業務の執行上必要な事項について、理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は 池田章子 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行なったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、平成24年5月28日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成25年5月29日から適用する。